

(参考) 財政健全化法の概要

① 概要

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化を図るための計画等を策定する制度を定め、財政の早期健全化を図る。

平成20年度決算から、一定の水準を超えた場合の財政健全化計画及び財政再生計画の策定等が義務づけ。健全化判断比率の公表は平成19年度決算から適用。

② 健全化判断比率等の公表

○地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表(※) (法第3条)

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

○公営企業ごとに資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表 (法第22条)

③ 財政の早期健全化、財政の再生

健全化判断比率が一定の基準を超えた場合は、計画の策定が義務づけ。

(早期健全化段階)

- ②のア～エの比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、
- ・財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
 - ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表

公営企業ごとに算出した資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、

- ・経営健全化計画を作成
- ・「早期健全化段階」と同様の仕組みにより健全化を図る。

(財政再生段階)

- ②のア～ウの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、
- ・財政再生計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
 - ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表
 - ・財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、起債を制限
 - ・収支不足を振り替えるため、総務大臣の許可を受け、再生振替特例債(*)の起債が可能

*再生振替特例債・・・収支不足額を振り替えるための赤字地方債であり、財政再生計画の期間内に償還することが必要

(参考) 健全化判断比率等の対象について

地方自治法上の区分	健全化法上の区分	会計名・法人等名				
一般会計	一般会計等	○一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		○公債管理特別会計 ○証紙特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○母子寡婦福祉資金特別会計 ○あさひ社会復帰促進センター特別会計 ○農林漁業改善資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○県営住宅特別会計				
特別会計	公営事業会計	本県該当なし(国保事業会計等)				
	公営企業会計	○病院事業会計 ○電気事業会計 ○工業用水道事業会計 ○水道事業会計 ○宅地造成事業会計 ○中海水中貯木場特別会計 ○臨港地域整備特別会計 ○流域下水道特別会計				資金不足比率
						※公営企業ごとに算定
		一部事務組合等 ○隠岐広域連合 ○境港管理組合				
		地方公社・第三セクター等 (第三セクター等は損失補償対象団体のみ) ○島根県土地開発公社 ○公立大学法人島根県立大学 ○(財)島根県環境管理センター ○(財)しまね農業振興公社 ○(社)島根県林業公社 ○(財)島根県建設技術センター ○島根県信用保証協会 ○島根県農業信用基金協会 ○島根県漁業信用基金協会 ○(財)しまね産業振興財団				